

## 議第139号

## 公立大学法人京都市立芸術大学に承継させる権利について

公立大学法人京都市立芸術大学に承継させる権利（地方自治法第237条第1項に規定する財産に限る。）を次のように定める。

平成23年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 土地

所      在      地      番	地      積 (平方メートル)
京都市西京区大枝沓掛町13番地の6	68,601

## 提案理由

公立大学法人京都市立芸術大学に承継させる権利を定める必要があるので提案する。